

その他オ

スクールバス車内への児童の置き去りについて

1 日時

令和5年3月18日（土）13時前後

2 概要

市立小学校のスクールバス運行業務における下校便のスクールバスで、運行後の運転手の確認不足により、寝ていた児童1人が車内に置き去りとなる。

保護者からの連絡により、学校関係者等が車庫（屋外駐車場）に駆け付け、置き去りから約30分後に保護し、保護者に引き渡す。

当該児童の健康状態に問題はなし。

3 これまでの取組

各地で起きた園児や児童のバス車内への置き去り事故を踏まえ、昨年10月、スクールバス運行事業者に対し、降車後に児童生徒の降車確認を行うよう指導。

4 再発防止について

各学校とも十分に連携して、改めて運行事業者に事故防止を徹底させる。

令和5年4月1日施行の改正学校保健安全法施行規則に基づいて、現在、本市独自の「東広島市スクールバス運行マニュアル」を策定し、具体的な点呼方法を定めることとしており、これを市教委、学校、事業者が徹底することにより、再発防止に全力で取り組む。